

諸外国における女性議員増加のための主な取組

	政党内におけるクォータ制	選挙名簿におけるクォータ制	その他の取組
韓国		2000 政党法を改正し、全国比例代表候補者名簿の30%を女性とすることとしている。	
フィリピン			1998 Republic Act 7941号に基づき、議席の20%を、女性、高齢者、労働者階級、障害者などのグループの代表者枠に指定した。
アメリカ	民主党では、代表を少なくとも1人は女性とすることが党綱領において規定されている。また、党最高位のポストが一方の性に偏向しないこと、各州代表からなる全国委員会委員も男女均等とするべきとしているが、クォータ制をとることは禁止している。 共和党では、各州において全国委員は男女各1名任命と党規則で規定している。また、全国委員会の構成員の少なくとも33%を女性とすることとしている。		1971 選挙に出る女性候補のリクルート、教育、選挙支援を行うため、NWPC(National Women's Political Caucus)が設立された。 1985 民主党の女性候補者に対して資金援助等を行う民間団体、「EMLY S LIST」が設立された。 1992 共和党の女性候補者に対して資金援助等を行う民間団体、「WISH LIST」が設立された。
スウェーデン	1972 自由党が、執行部において男女ともに40%以上とすることを規約した。 1990 左翼党が党規約で「選挙される組織の代表及び任命職の50%以上でなければならない」と定めた。 1993 社会民主党が党内役員におけるクォータ制を導入。	1994 自由党、社会民主党、環境党、左翼党が男女交互の候補者リストを作成(国政選挙、地方選挙)。	
ドイツ	1986 緑の党が党役員における割当制を導入。	1986 緑の党が男女交互名簿(50%クォータ制)を導入	1999 緑の党がメンター制を導入。

	<p>1988 社会民主党が党内選挙の候補者の内、3分の1を女性とするクォータ制を採用。2013年までに段階的に撤廃する予定。</p> <p>1996 キリスト教民主同盟が、党大会における党役職選挙の結果において女性が3分の1に達しなければ選挙をやり直す修正クォータ制を導入した。</p>	<p>(国政選挙, 地方選挙)</p> <p>1988 社会民主党が3分の1のクォータ制を導入。1994年までは少なくとも4分の1。</p> <p>1996 キリスト教民主同盟が候補者名簿の3分の1を女性とするクォータ制を導入(国政選挙, 地方選挙)。</p>	
イギリス	<p>1990 労働党が党執行部におけるクォータ制を導入。</p>	<p>1993~96 労働党において、引退議席の半分と労働党が有利な選挙区の半分に女性だけが候補者として掲載される All Women Short List を導入。性差別禁止法に違反するとして、1996年に廃止された。</p> <p>1999 労働党と自由民主党において男女交互名簿を作成。また、労働党においては、隣接する二つの選挙区を一括りとみなし、党内選挙で最も多くの票を獲得した女性候補者に一つの選挙区で立候補する権利を与え、最も多くの票を獲得した男性議員にもう一つの選挙区で立候補する権利を与える Twinning を導入した。</p> <p>2002 性差別禁止法を改正し、政党において All Women Short List を実施することが認められた。</p>	<p>1993 EMILY S LIST(国会議員になりたい女性への財政支援(労働党))を開始。</p> <p>2000 労働党がメンター制を導入。</p>

(備考) 内閣府「男女共同参画諸外国制度等調査研究報告書」(平成13,14年度),(財)市川房枝記念会「女性参政資料集」等より作成。